# 「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」 新旧対照表

 改 正 後

 定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて

 (略)

 $1 \sim 4$  (略)

5 新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種等又は任意接 種に係る対応

新型コロナワクチンについては、これまでワクチン接種との 因果関係が示されていない症状も含め、幅広く評価を行ってい く必要があることから、当面の間、以下の症状については当該 規定による副反応疑い報告を積極的に行うよう検討するととも に、これら以外の症状(遅発性の症状又は遷延する症状を含 む。)についても必要に応じて報告を検討すること。

けいれん(ただし、熱性けいれんを除く。)、ギラン・バレ症候群、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、血小板減少性紫斑病、血管炎、無菌性髄膜炎、脳炎・脳症、関節炎、脊髄炎、顔面神経麻痺、血管迷走神経反射(失神を伴うもの)

また、副反応疑い報告基準に基づき、「血栓症(TTS)」、「心筋炎」又は「心膜炎」について報告する場合にあっては、1(1)を参照すること。

なお、令和6年3月31日までに行われた特例臨時接種に関 して、令和6年4月1日以降に副反応疑い報告基準に定める症 定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて

行

(略)

記

 $1 \sim 4$  (略)

5 新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種等又は任意接 種に係る対応

新型コロナワクチンについては、これまでワクチン接種との 因果関係が示されていない症状も含め、幅広く評価を行ってい く必要があることから、当面の間、以下の症状については当該 規定による副反応疑い報告を積極的に行うよう検討するととも に、これら以外の症状についても必要に応じて報告を検討する こと。

けいれん(ただし、熱性けいれんを除く。)、ギラン・バレ症候群、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、血小板減少性紫斑病、血管炎、無菌性髄膜炎、脳炎・脳症、関節炎、脊髄炎、顔面神経麻痺、血管迷走神経反射(失神を伴うもの)

また、副反応疑い報告基準に基づき、「血栓症(TTS)」、「心筋炎」又は「心膜炎」について報告する場合にあっては、1(1)を参照すること。

なお、令和6年3月31日までに行われた特例臨時接種に関 して、令和6年4月1日以降に副反応疑い報告基準に定める症 状を呈していることを知ったときについても、1 (1) に示す 方法に沿って副反応疑い報告を提出すること。

(改正) 平成26年10月1日 一部改正

平成 26 年 11 月 25 日 一部改正

平成 28 年 10 月 1 日 一部改正 平成 29 年 9 月 25 日 一部改正

令和元年5月7日 一部改正

令和元年9月27日 一部改正

令和2年3月26日 一部改正

令和2年10月1日 一部改正 令和3年2月16日 一部改正

令和3年3月25日 一部改正

令和3年8月2日 一部改正

令和3年8月16日 一部改正

令和3年12月6日 一部改正

令和4年3月18日 一部改正

令和4年10月24日 一部改正

令和5年3月31日 一部改正

令和6年3月29日 一部改正

令和6年8月8日 一部改正

状を呈していることを知ったときについても、1 (1) に示す 方法に沿って副反応疑い報告を提出すること。

(改正) 平成26年10月1日 一部改正

平成 26 年 11 月 25 日 一部改正

平成 28 年 10 月 1 日 一部改正

平成 29 年 9 月 25 日 一部改正

令和元年5月7日 一部改正

令和元年9月27日 一部改正

令和元年9月21日 一部以上

令和2年3月26日 一部改正

令和2年10月1日 一部改正

令和3年2月16日 一部改正

令和3年3月25日 一部改正

令和3年8月2日 一部改正

令和3年8月16日 一部改正

令和3年12月6日 一部改正

令和4年3月18日 一部改正

令和4年10月24日 一部改正

令和5年3月31日 一部改正

令和6年3月29日 一部改正

(追記)

(略)

(略)

## 予防接種後副反応疑い報告書

報告先:(独)医薬品医療機器総合機構

電子報告: https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html

FAX 番号(各種ワクチン共通): 0120-176-146

#### 報告書様式(略)

## <注意事項>

1.~14. (略)

15. 新型コロナワクチンについては、これまでワクチン接種との 因果関係が示されていない症状も含め、幅広く評価を行っていく 必要があることから、当面の間、以下の症状については規定によ 状(遅発性の症状又は遷延する症状を含む。)についても必要に 状についても必要に応じて報告を検討してください。 応じて報告を検討してください。

けいれん(ただし、熱性けいれんを除く。)、ギラン・バレ症 候群、急性散在性脳脊髓炎(ADEM)、血小板減少性紫斑病、血管 炎、無菌性髄膜炎、脳炎・脳症、脊髄炎、関節炎、顔面神経麻 痺、血管迷走神経反射(失神を伴うもの)

また、血栓症(TTS(血栓塞栓症を含み、血小板減少症を伴 うものに限る。))、心筋炎又は心膜炎について報告する場合に は、別紙様式1記入要領別表の記載も踏まえ、別紙様式1に加え て、血栓症 (TTS) 調査票、心筋炎調査票又は心膜炎調査票を それぞれ作成し、報告してください。 ただし、心筋炎及び心膜 炎がともに疑われる場合には、心筋炎調査票及び心膜炎調査票の 両方を作成して報告してください。

なお、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ウェブサイト上に て新型コロナワクチンに係る報告の記載例を示しているため、報 告にあたっては参照してください。

 $16\sim17$  (略)

急性散在性脳脊髄炎(ADEM)調査票 (略)

## 予防接種後副反応疑い報告書

報告先:(独) 医薬品医療機器総合機構

電子報告: https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html

FAX 番号(各種ワクチン共通): 0120-176-146

#### 報告書様式(略)

## <注意事項>

1.~14. (略)

15. 新型コロナワクチンについては、これまでワクチン接種との 因果関係が示されていない症状も含め、幅広く評価を行っていく | 必要があることから、当面の間、以下の症状については規定によ る副反応疑い報告を積極的に検討するとともに、これら以外の症」る副反応疑い報告を積極的に検討するとともに、これら以外の症

> けいれん(ただし、熱性けいれんを除く。)、ギラン・バレ症 候群、急性散在性脳脊髄炎 (ADEM) 、血小板減少性紫斑病、血管 炎、無菌性髄膜炎、脳炎・脳症、脊髄炎、関節炎、顔面神経麻 痺、血管迷走神経反射(失神を伴うもの)

> また、血栓症(TTS(血栓塞栓症を含み、血小板減少症を伴 うものに限る。))、心筋炎又は心膜炎について報告する場合に は、別紙様式1記入要領別表の記載も踏まえ、別紙様式1に加え て、血栓症(TTS)調査票、心筋炎調査票又は心膜炎調査票を それぞれ作成し、報告してください。 ただし、心筋炎及び心膜 炎がともに疑われる場合には、心筋炎調査票及び心膜炎調査票の 両方を作成して報告してください。

> なお、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ウェブサイト上に て新型コロナワクチンに係る報告の記載例を示しているため、報 告にあたっては参照してください。

16~17 (略)

急性散在性脳脊髄炎(ADEM)調査票 (略) ギラン・バレ症候群 (GBS) 調査票 (略) 血栓症(血栓塞栓症を含む。)(血小板減少症を伴うものに限 血栓症(血栓塞栓症を含む。)(血小板減少症を伴うものに限 る。) (TTS)調査票 (略)

心筋炎調査票 (略) 心膜炎調査票 (略)

(別紙様式1記入要領)(略)

症状の概要 ~ 報告回数 (略)

別表 (略)

別紙様式2 (略)

別紙様式3 (略)

ギラン・バレ症候群 (GBS) 調査票 (略)

る。) (TTS)調査票 (略)

心筋炎調査票 (略) 心膜炎調查票 (略)

(別紙様式1記入要領)(略)

症状の概要 ~ 報告回数 (略)

別表 (略)

別紙様式2 (略)

別紙様式3 (略)